

平成 29 年度 沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「平成 29 年度沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1)業務名

平成 29 年度 沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託

(2)業務内容

別紙「平成 29 年度 沼津市パークマネジメントプラン策定業務委託公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 16 日（金）まで

(4)対象施設

都市公園 141 箇所、緑地緑道 7 箇所

(5)委託料上限額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(6)担当部署（提出先）

沼津市都市計画部緑地公園課利用推進係 稲葉・深澤

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号 6 階

電 話 055-934-4796（直通） F A X 055-934-2310・055-932-5871

E-mail ryokuti@city.numazu.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)本市の測量・建設コンサルタント等における入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5)沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (6)同種業務に関し、受託業務実績があること。ここでいう同種業務とは、「パークマネジメントプランの策定業務」、「市民協働による公園緑地の再整備計画」、若しくは「管理運営計画策定業務」とします。

4 スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	平成 29 年 5 月 26 日 (金)
質問受付期間	平成 29 年 5 月 26 日 (金) から 平成 29 年 5 月 30 日 (火) 午後 5 時まで
質問回答	平成 29 年 6 月 1 日 (木)
参加申込及び業務実施体制等提案書の提出期間	平成 29 年 6 月 2 日 (金) から 平成 29 年 6 月 16 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
受託候補者選定委員会	平成 29 年 6 月 20 日 (火) 予定
審査結果の通知	平成 29 年 6 月 21 日 (水) 予定
契約締結	平成 29 年 6 月下旬予定

※1 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※2 上記のスケジュールは変更となる可能性もありますのでご了承下さい

5 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1)質問期間

平成 29 年 5 月 26 日 (金) から平成 29 年 5 月 30 日 (火) 午後 5 時まで。

(2)質問方法

質問書(様式 1)に質問内容等を記載し、電子メールにより担当部署へ提出すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

(3)回答方法

全ての質問に対する回答をとりまとめ沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

6 参加申込及び業務実施体制等提案書の提出

本手続は、参加申込及び業務実施体制等提案書を同時に提出するものである。

(1)提出期間

平成 29 年 6 月 2 日 (金) から平成 29 年 6 月 16 日 (金) 午後 5 時まで。(必着)

(2)提出方法

下記の書類を用意し、原則として電子メールにより担当部署へ提出すること。

ただし、持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (休日を除く。) の間に提出すること。なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

(3)提出書類

① 業務実施体制等提案書 (様式 2～8)

② 見積書 (様式自由)

③ 様式 3・7・8 に記載した業務実績等を確認できる書類 (TECRIS 登録無しの場合)

(4)提出部数 各 1 部

7 業務実施体制等提案書の作成及び留意事項

業務実施体制等提案書の様式については、別添（様式2～8）に示すとおりによるものとする。また、様式3～8を記載する際、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。記載のあった場合には、無効とし選定しない。

記載事項		内容に関する留意事項
提案能力 (企業)	同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者における同種業務の実績について記載する。 ・記載様式は様式3とし、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・図面・写真等を引用する場合は、様式の他に、A4判1枚以内に記載する。
	公園別パークマネジメントマニュアルの提案	<ul style="list-style-type: none"> ・公園ごとに特性を生かした具体的な公園運営を行うための「公園別パークマネジメントマニュアル」の構成案や策定の流れについて記載する。 ・記載様式は様式4とし、1公園ごとにつきA4判1枚以内に記載する。（提案は3公園までとする。） ・図面・写真等を引用する場合は、様式の他にA4判1枚以内に記載する。
	重点プロジェクトの提案	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市や公園の課題解決につなげるため、重点的に取り組むリーディングプロジェクトの提案について記載する。 ・記載様式は様式5とし、1プロジェクトにつきA4判1枚以内に記載する。（プロジェクトは3つまでとする。） ・図面・写真等を引用する場合は、様式の他に、A4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	本業務を遂行する人員及び体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施体制について記載する。 ・予定技術者の役割分担について明確に記載すること。 ・記載様式は様式6とし、A4判1枚以内に記載する。 ・図面等を引用する場合は、様式の他に、A4判1枚以内に記載する。
	予定主任技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・予定主任技術者における同種業務の実績について記載する。又は、この他、本業務に有益と思われる業務実績について記載する。（2件まで） ・記載様式は様式7とし、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・図面・写真等を引用する場合は、様式の他に、A4判1枚以内に記載する。
	予定担当技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・予定担当技術者の本業務において担当する部分に関連する業務の実績について記載する。（1件） ・記載様式は様式8とし、A4判1枚以内に記載する。 ・図面・写真等を引用する場合は、様式の他に、A4判1枚以内に記載する。
参考見積		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。

【上記様式3・7・8に記載した業務実績等を確認できる書類】

提案者（企業）及び予定技術者の業務実績が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合は、確認書類の提出の必要はない。

TECRISに登録のない場合には、提案者において、過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び業務概要の確認できる資料の写しを提出すること。また、予定技術者においては、過去に従事した同種業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び予定技術者が従事したことが確認できる書類（例えば業務計画書の表紙及び予定技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

8 受託候補者の選定

(1)選定手順

- ① 市が設置する受託候補者選定委員会において、提出された書類をもとに、評価基準（別紙）により評価した評価点が最も上位の者を受託候補者として選定する。ただし、合計点数が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。
- ② 何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が上位であった者から順に協議を行う。

(2)結果通知

平成29年6月21日(水)（予定）に提案者全員に電子メールで通知するとともに、受託候補者と選定された者を沼津市ホームページに掲載する。なお、申し出があった場合には、不採用理由の説明に応じるものとする。

9 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、当該参加者を失格とする。

- (1)参加資格を満たさなくなった場合。
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3)提出書類が期限までに提出されなかった場合。
- (4)提出書類に不備や錯誤等があり、再提出を求めたにもかかわらず、期限までに提出されなかった場合。
- (5)審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (6)第三者の著作権等を侵害する行為があった場合。

10 契約の締結等

受託候補者として選定された後、仕様に関する具体的な協議を行う。これにより、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。この協議成立後、沼津市契約規則により契約の締結を行う。

11 その他留意事項

- (1)本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2)業務実施体制等提案は、1者につき1案とする。
- (3)書類提出後の修正や変更は一切認めない。
- (4)提出された書類は返却しない。
- (5)提出された書類の知的財産権は、受託者の提出書類を除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
- (6)技術者は、病休、退職等の極めて特別な事由が生じた場合を除き、変更してはならない。
- (7)本プロポーザルで提出された書類等については公表しないが、情報公開請求があった場合、沼津市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8)本プロポーザルの結果については、本業務委託契約締結後に閲覧できるものとする。